



2023. 10

季刊情報誌

NEWSLETTER

泛華偉業知識產權



表紙 | 泛華偉業オフィスビルの内観

目次



泛華偉業知識産権は、北京泛華偉業知識産権代理有限公司と北京泛諾偉法律事務所からなり、専利申請、商標申請、作品とコンピュータソフトウェアの著作権登録、不正競争防止、営業秘密保護、知的財産権の税関保護、ドメイン名登録と紛争解決、知的財産権の許可と譲渡、行政による知的財産権侵害の差止め、知的財産権に関する行政・民事訴訟、知的財産権に関する法的コンサルティングと関連管理など、多岐にわたる知的財産権サービスを提供しております。

03 業界観察

- 北京泛華偉業知識産権代理有限公司は、イスタンブール2023年国際知的財産保護協会 (AIPPI) 会議に参加予定
- 中国国家知識産権局は「特許出願の遅延審査に関するガイドライン」を公表
- 中国国家知識産権局は非正常専利出願の代表例を公開
- 中国国家市場監督管理総局は「知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限の禁止規定」を公表
- 最高人民法院は、一審判決を支持し、寧波奇帥電気有限公司などの控訴を棄却する二審判決を下し、シーメンスに対して1億元の経済的損失、163,000元の合理的な費用の賠償を支持
- 2022年の中国特許及び商標出願データ統計

08 サービスソリューション

- 専利保護と商業秘密保護との違い

11 典型事例紹介

- 北京知識産権法院は、専利権付与・確認の代表例トップ10を発表

13 当社ニュース

- 忘れられない天津秋日和の旅

15 実務動向

- 審査指南改正案における援用・付加及び優先権回復についての説明

北京泛華偉業知識産権代理有限公司は、イスタンブール2023年国際知的財産保護協会（AIPPI）会議に参加予定

2023年10月22～25日、2023年国際知的財産保護協会（AIPPI）会議が、イスタンブールで開催される。泛華偉業では、パートナーである楊文泉と李渤が会議に出席し、会場でクライアントと合流、面会するほか、会議終了後には、ドイツとスイスのクライアントを訪問する予定である。

中国国家知識産権局は「特許出願の遅延審査に関するガイドライン」を公表

中国国家知識産権局は「特許出願の遅延審査に関するガイドライン」を公表し、遅延審査の意義、手数料の徴収の有無及び遅延審査の請求時期について詳しく規定し、遅延審査の期限、申請方法や注意事項を詳しく説明した。

情報ソース：中国国家知識産権局

中国国家知識産権局は非正常専利出願の代表例を公開

「第14次5か年国家知的財産権保護と運用計画」の展開を実行し、知的財産事業の質の高い発展を促進するため、国家知識産権局は非正常専利出願及び代理機構の行為、特に捏造、盗用した特許出願を厳しく取り締まっており、規制に違反し、非正常専利

出願を代理する一団の代理機構に対して行政罰を課して市場監督管理の重大な違法にかかる信用失墜リストに追加し、専利出願業務の秩序は引き続き改善される。

業務の成果を固め、非正常専利出願者に警告し、専利出願の質の向上を促進するため、非正常専利出願行為の取締りの過程で発見された代表例の一部を開示する。今回開示された非正常専利出願の代表例は、1. 代理機構が盗用、捏造した専利出願を提出すること、2. 代理機構が、虚偽の住所や連絡先で専利出願を提出すること、3. 組織的に専利を捏造、売買することに分けられる。

情報ソース：中国国家知識産権局

中国国家市場監督管理総局は「知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限の禁止規定」を公表

改正された「中華人民共和国独占禁止法」を徹底して実行し、知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限を効果的に防止、停止するために、中国国家市場監督管理総局は、「知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限の禁止規定」を改正して公布し、そして2023年8月1日に施行した。「規定」は、知的財産分野における独占禁止制度の規則を完成、改善し、制度の科学性、適切性、有効性を高め、関連する独占禁止ガイドラインとの連携を図り、具体的な内容について更に詳細化、改善した。改正された「規定」は計33条からなり、そのうち1条は存続し、18条が改正され、14条が追加され

た。主に以下の三つの特徴を現す。1. 独占禁止の監督の強化と知的財産権の保護との両立、2. 公正な競争の維持と革新的発展の促進との両立、3. 知的財産権所有者と実施者の発展利益との両立。

情報ソース：中国国家市場監督管理総局

最高人民法院は、一審判決を支持し、寧波奇帥電気有限公司などの控訴を棄却する二審判決を下し、シーメンスに対して1億元の経済的損失、163,000元の合理的な費用の賠償を支持

最近、最高人民法院は、控訴人である寧波奇帥電気有限公司（以下、Qishuaiと略す）と被控訴人であるシーメンス株式会社（以下、シーメンスと略す）、シーメンス（中国）有限公司（以下、シーメンス中国と略す）との間の商標権侵害及び不正競争紛争に関し、控訴を棄却し、原判決を支持するという判決を下した。

この間の訴訟の一審判決では、Qishuaiらに、本件に係る商標の独占権侵害及び不正競争を直ちに停止させた。即ち、製造、販売している洗濯機、製品パッケージ、製品パンフレット、契約文書、インターネットページにおける「上海シーメンス電気有限公司」の使用を停止させ、Qishuaiらに、シーメンス及びシーメンス（中国）に対して1億元の経済的損失及び163,000元の合理的な費用を賠償させた。

2012年、Qishuaiの社名でSIMBMCの登

録商標権を取得することに成功し、使用が想定される商品としては、洗濯機などの電気製品が含まれる。商標審査官は、SIMBMCがよく知られたシーメンスの商標、即ちSIEMENSに類似していると認定しなかったことが分かる。しかし、マーケティング及び製品のプロモーション中、QishuaiはSIMBMCを使用しただけでなく、香港で登録された社名であるとQishuaiが主張した「上海シーメンス電気有限公司」のロゴも使用したことで、多くの消費者に「SIMBMCとSIEMENSは同じ会社だ」と誤解させた。その他、Qishuaiは更に、「ドイツのシーメンスはドラム式洗濯機のみ製造し、上海のシーメンスはパルセーター式洗濯機を専門とする」と主張し、SIMBMCパルセーター式洗濯機の価格と売上を更に増加させた。

2017年、シーメンス中国とシーメンスは、商標権侵害と不正競争を理由に、Qishuaiを相手取って裁判所に訴訟を起こした。裁判の結果、裁判所は、SIMBMCとSIEMENSの最初の二文字と最初の音節が同じで、SIMBMCが「上海シーメンス電気有限公司」と併用されることを消費者が見ると、SIMBMCがシーメンスの商標であると誤解しやすいため、シーメンスの商標権に損害を与え、商標権侵害に当たり、シーメンスとシーメンス中国に対し、1億元の経済的損失と163,000元の合理的な費用を賠償すると認定した。

2018年、QishuaiはSIMBMCパルセーター式洗濯機の全国販売を中止し、そしてSIMBMCに関するブースのライトボックスや資材をすべて破壊したが、裁判所が下した1億元以上の賠償金判決を不服として控訴し

た。

2023年7月、最高人民法院は、控訴を棄却し、原判決を支持するという判決を下した。Qishuaiらは依然として、1億元の経済的損失と16,3000元の合理的な費用をシーメンスに賠償する必要がある。

情報ソース: Intellectual Property Finance と Baidu News

2022年の中国特許及び商標出願データ統計

中国国家知識産権局の2022年年次報告書によると、2022年、中国の専利出願、専利権付与、有効な専利及び商標出願、商標登録及び有効な商標登録に関する主なデータは以下の通りである。

2022年専利出願

国又は地域	特許	実用新案	意匠	合計
中国内陸	1,452,433	2,939,585	775,418	5,167,436
中国台湾	10,941	3,787	1,073	15,801
中国香港	1,076	701	1,153	2,930
中国マカオ	155	66	19	240
外国	154,663	6,514	17,055	178,232
日本	45,259	1,464	3,471	50,194
アメリカ合衆国	43,090	1,575	4,835	49,500
韓国	18,262	1,035	2,021	21,318
ドイツ	15,218	647	1,573	17,438
フランス	4,969	334	690	5,993
スイス	4,491	143	689	5,323
オランダ	3,224	208	317	3,749
イギリス	2,779	81	513	3,373
スウェーデン	2,670	83	313	3,066
イタリア	1,844	146	612	2,602

シンガポール	1,382	164	228	1,774
イスラエル	1,281	36	77	1,394
デンマーク	1,158	21	178	1,357
カナダ	1,084	45	111	1,240
オーストリア	996	34	41	1,071
フィンランド	906	41	93	1,040
オーストラリア	651	43	298	992
ベルギー	787	31	76	894
スペイン	480	22	164	666
アイルランド	496	8	27	531
ケイマン諸島	404	33	63	500
バルバドス	301	13	63	377
インド	317	13	12	342
ルクセンブルク	232	6	83	321
ニュージーランド	226	31	64	321

2022年専利権付与

国又は地域	特許	実用新案	意匠	合計
中国内陸	688,664	2,790,739	708,051	4,187,454
中国台湾	6,171	4,447	599	11,217
中国香港	711	802	892	2,405
中国マカオ	45	61	21	127
外国	102,756	8,106	11,344	122,206
日本	33,301	2,043	2,219	37,563
アメリカ合衆国	25,497	1,892	2,183	29,572
ドイツ	11,248	926	1,241	13,415
韓国	10,464	1,046	1,474	12,984
フランス	3,348	359	685	4,392
スイス	2,755	188	683	3,626
オランダ	2,097	219	237	2,553
スウェーデン	1,943	125	209	2,277
イギリス	1,655	121	295	2,071
イタリア	1,333	196	512	2,041
ケイマン諸島	1,822	13	47	1,882
シンガポール	631	195	164	990
デンマーク	637	42	173	852

オーストリア	711	54	68	833
フィンランド	668	80	70	818
カナダ	642	60	70	772
オーストラリア	406	86	229	721
イスラエル	564	48	65	677
ベルギー	534	50	50	634
アイルランド	356	18	19	393
スペイン	230	25	118	373
ノルウェー	240	13	39	292
インド	179	12	23	214
ルクセンブルク	153	6	37	196
ニュージーランド	111	27	38	176

オーストラリア	3,096	445	1,589	5,130
ベルギー	4,202	211	470	4,883
イスラエル	3,585	225	525	4,335
アイルランド	2,650	141	224	3,015
スペイン	1,823	149	880	2,852
ルクセンブルク	1,532	70	411	2,013
ノルウェー	1,473	56	200	1,729
イギリス領ヴァージン諸島	742	233	429	1,404
インド	1,071	78	188	1,337

2022年の商標出願、登録及び2022年末までの商標登録

2022年末まで有効な中国専利

国又は地域	特許	実用新案	意匠	合計
中国内陸	3,279,847	10,745,581	2,693,564	16,718,992
中国台湾	65,199	30,598	7,241	103,038
中国香港	6,161	4,698	6,956	17,815
中国マカオ	246	292	309	847
外国	860,735	54,092	123,442	1,038,269
日本	304,564	16,880	28,311	349,755
アメリカ合衆国	207,299	11,990	27,433	246,722
ドイツ	90,967	5,914	12,739	109,620
韓国	76,785	5,461	15,963	98,209
フランス	28,481	2,208	5,489	36,178
スイス	23,017	1,592	5,628	30,237
オランダ	20,111	914	2,460	23,485
スウェーデン	14,207	566	2,475	17,248
イギリス	12,610	791	3,817	17,218
イタリア	11,028	978	4,354	16,360
ケイマン諸島	11,236	568	1,824	13,628
シンガポール	5,916	2,027	1,115	9,058
フィンランド	7,064	430	748	8,242
カナダ	6,477	399	788	7,664
デンマーク	5,854	263	1,212	7,329
オーストリア	5,968	272	491	6,731

国又は地域	出願数	登録数	年末の有効な登録数
中国内陸	7,213,533	5,896,190	39,636,373
中国台湾	79,068	95,456	812,605
中国香港	9,855	8,785	183,308
中国マカオ	1,551	1,267	9,813
外国	211,954	175,472	2,029,812
アメリカ合衆国	51,288	43,124	438,403
日本	24,426	22,138	268,065
ドイツ	16,387	12,400	191,453
イギリス	17,583	15,291	145,578
韓国	14,783	12,776	135,300
フランス	10,109	7,677	116,242
イタリア	6,854	5,806	88,101
スイス	7,904	6,318	82,311
オーストラリア	6,473	4,903	52,422
シンガポール	6,536	6,781	42,684
オランダ	3,598	3,016	39,962
イギリス領ヴァージン諸島	2,268	2,393	36,483
ケイマン諸島	2,261	1,595	31,007
カナダ	3,721	2,987	28,574
スペイン	2,570	1,957	25,964
スウェーデン	2,959	2,432	23,821
ロシア	2,635	1,634	21,234

デンマーク	2,383	1,631	18,997
オーストリア	1,292	1,137	15,053
フィンランド	1,290	1,180	15,025
タイ	1,349	1,172	14,479
ベルギー	1,435	1,120	14,435
ニュージーランド	1,496	1,219	13,863
マレーシア	1,451	1,293	13,762
トルキエ	953	658	8,509
ルクセンブルク	643	355	8,434
ポーランド	841	697	7,050
アイルランド	768	707	6,825
ノルウェー	851	670	6,402
イスラエル	894	656	5,814

情報ソース：中国国家知識産権局

専利保護と商業秘密保護との違い

商標弁理士 常雅慧

生産経営において、企業が保有する革新的な技術は、他の企業との差別化を図る核となる競争力である。この革新的な技術に対する中国を含む世界各国法による保護は、主に専利と商業秘密の形式であり、それぞれ「専利法」と「商業秘密保護法」又は「不正競争法防止法」に対応している。

専利は、国の専門機関によって公表、審査、権利付与され、独占的な財産権である。中国の法律の規制によれば、専利の保護対象には、特許、実用新案、意匠が含まれる。特許とは、製品、方法に対して提案される新規な技術方案を指し、実用新案とは、製品の形状、構造、又はその組み合わせに対して提案される実用的効果を有する技術方案を指し、意匠とは、製品の外観に対する審美性と産業応用性を両立させる新規なデザインを指す。

商業秘密には、営業秘密及び技術秘密が含まれる(本文の議論は、英語でknow-howとも呼ばれる技術秘密に焦点を当てて説明する)。技術に関する構造、原料、レシピ、サンプル、スタイル、植物の新品種繁殖材料、プロセス、方法又はそのステップ、アルゴリズム、データ、コンピュータプログラム及び関連文書などの情報が含まれる技術秘密は、権利者が対応する秘密保持措置を講じることにより、公知されておらず、商業的価値を有する。

専利は公開性を有する。専利保護を求めるためには、出願人が専利出願を提出し、その保護すべき技術情報を開示しなければな

らない。専利出願が予備審査を通り、専門機関によって公表された後、誰でもその専利出願の請求項、明細書及び図面を照会し、その技術内容を理解することができる。

技術秘密は秘密性を有する。技術情報は技術秘密として認められるには、その技術情報が公のルートから入手できない機密状態を維持する秘密保持措置を権利者が講じていることが最も重要である。

専利は、専有性を有する。権利者は、一定の時間及び空間の範囲内で自己の専利技術に対する専有権又は独占権を有する。他の者は、権利者の出願前に既に使用し、且つ同一範囲内で使用し続ける場合を除き、同一又は類似の技術について専利出願を提出することも、又は権利者の許可がない場合に権利者の保護された技術を実施することもできない。

技術秘密は非専有性を有する。技術秘密について、同一の技術情報は、合法的な方法で他の者が入手することもでき、例えば、自己開発、又はリバースエンジニアリングにより市販或いは他の合法的な手段で入手された権利者の製品に対して解剖学的分析を行い、その製品に含まれる技術情報を推知することができる。他の者が、権利者から窃盗や脅威利誘などの不正手段でその技術情報を入手するのではなく、上記のように、権利者と同一又は類似の技術情報を自ら入手することは、権利者の商業秘密に対する侵害を認めることなく、その他の者は、権利者と共にその同一又は類似の技術情報を使用することができる。

上記の差別化特性から、専利保護と商業

秘密保護との違いは次のようである。

一. 保護範囲が異なる

専利権を付与できる技術情報は、特許及び実用新案が新規性、進歩性、実用性を具備すべくこと、意匠が従来意匠から区別され、且つ従来意匠又は従来意匠の特徴の組み合わせから明確に区別されること、及び法規制によって定められた専利権を付与できない対象に属しないことなど、法的に明確な要求を満たさなければならない。専利保護は、権利者が独自に作成した、従来技術及び設計から著しく異なる技術によってのみ可能となる。また、権利者が生産経営において設計、作成し、商業的価値を有し、且つ秘密保持措置を講じた全ての技術情報は、商業秘密に属することができる。

商業秘密は、保護された技術情報が実用性、経済的価値を有する以外、新規性と進歩性を要求するものではない。即ち、全ての技術情報は、進歩性がないことで専利出願を提出することができない場合であっても、商業秘密として保護することができる。

二. 保護を求める手段が異なる

専利保護を求めるためには、専利主管機構によって出願、審査され、権利付与される必要がある。中国では6ヶ月から3年以上に及ぶ。一方、商業秘密保護は、出願や審査を受ける必要がなく、一度作成、設計すれば保護することができる。

三. 保護期間が異なる

専利の保護期間について、各国の法規制が異なる。中国では、専利権が付与された後、特許の保護期間は20年、実用新案の保護期間は10年、意匠の保護期間は15年であるが、権利者は、その専利保護を維持す

るために、毎年、年費を納入する必要がある。そうでなければ、専利権は終了となる。その他、専利の特徴とする地域性により、専利は中国の範囲でのみ保護を求められる。権利者は、他の国や地域でも同じように専利権を取得しなければ、対応する地域での保護を求めることができない。

一方、技術情報は、常に秘密保持状態にある限り、始終商業秘密として保護することができ、そして権利者は、特定の地域の侵害者がその商業秘密を侵害したと主張するには、その地域でもつばら権利を取得する必要はない。

四. 権利行使時の立証責任が異なる

専利権の侵害が発生した場合、専利権者は専利主管機構から付与された専利証書に、専利年金納付証明、積極的な専利検索や評価報告を付け加えれば、専利権の存在と有効を証明して保護救済を求めることができる。一方、商業秘密については、関連技術情報が、独自に設計、作成し、正当に所有し、機密状態にあることを証明するための権利者の立証責任は専利権者よりも遥かに重い。実践において権利者は、主張した技術情報が商業秘密であること及びその保護範囲を確認するための鑑定報告書を提出するよう要求される場合が多い。

五. 犯罪認定要件と刑事責任が異なる

まず、「中華人民共和国刑法」により罰されるのは、専利の偽造及び商業秘密の侵害に関する重大な情状がある行為、及び境外へ商業秘密を窃盗、暗探、買付、不正に提供する行為が主である。

中国では、偽造専利罪とは、不正経営額が

20万元以上、又は違法所得額が10万元以上であり、専利権者に直接的な経済損失を五十万元以上与える場合、又は他の者の専利を二つ以上偽造することによる不正経営額が十万元以上又は違法な所得額が五万元以上の場合等、重大な情状がある行為を指す。「中華人民共和国刑法」に基づき、刑事責任として、3年以下の有期懲役又は拘留が課され、罰金を併科又は単科される。組織犯罪である場合、直接責任を持つ係員や他の直接責任者に対する処罰に加え、組織に対する罰金も課される。

一方、商業秘密侵害罪とは、商業秘密の権利者に与えた損失金額、又は商業秘密侵害による所得金額が三十万元以上であったり、商業秘密の権利者を重大な経営困難によって直接倒産又は廃業に追い込んだりした重大な情状がある行為を指し、刑事責任として3年以下の有期懲役が課され、罰金を併科又は単科される。そして商業秘密の権利者に与えた損失金額、又は商業秘密侵害による所得金額が二百五十万元以上となる特に重大な結果を生じたと認定される場合は、法規制によって最大10年以下の有期懲役が課され、罰金を併科される。組織犯罪である場合、直接責任を持つ係員や他の直接責任者に対する処罰に加え、組織に対する罰金も課される。

専利と商業秘密は、それぞれの特徴及び傾向を有し、商業秘密は、より広範囲で保護される一方、専利は、明確な権利の形を有する。実践において、権利者は、まず開示されると権利者の製品の競争力、経済的利益に損失を与える可能性があり、且つ他の者が模倣又はリバースエンジニアリングにより導出しにくく、ライフサイクルが長い重要な技術について、商業秘密として厳重な秘密保持措置を施

して保管、隔離すべき、そのような技術秘密にアクセスできる従業員、企業の協力者に対し、契約締結の際に機密性に関連する契約又は条項を追加し、重要な技術者の離職に関して一定の制限を加えることにより、技術秘密の漏洩を防止すべきである。次に、権利者は、一定の突破性を有する技術について専利出願を提出することで、先行権利の強みと専利の利点を発揮することができる。権利者は、権利付与後、自分の専利技術を独自に使用したり、他の者に使用許可を与えたりすることにより、経済的利益や競争的優位性を獲得できる。

著者プロフィール

常雅慧氏は2020年西南政法大学知的財産権法律学科を卒業し、法学学士号を取得した。2022年ポストン大学を卒業し、法学修士号を取得した。2014年に当社に入社し、主に商標登録、知的財産権訴訟、税関登録登記及び届出、オンライン権利侵害クレーム、権利侵害調査などの業務に従事している。

北京知識産権法院は、専利権付与・確認の代表例トップ10を発表

2023年5月30日、北京知識産権法院は、専利権付与・確認に関する代表例トップ10を発表し、以下は事例1～5である。

事例一：Terracos Saberの補足した実験データ事例

事件番号：(2018)京73行初2626号

代表的な意義：医薬分野における技術方案的技術的効果は、直観的に確認できないことが多く、実験データによって検証する必要があるため、このような事件の裁判においては、補足した実験データが常に大きな関心事となっている。本件の判決では、受け入れられる補足した実験データの範囲をどのように定めるか、補足した実験データが受け入れられるかどうか、あるいは明細書に記載された技術的効果が単なるアサーションであるかどうかは、当該技術的効果が係争発明の「申請日」前の申請者の技術貢献に属するかどうか、及び公衆が係争発明を知っている際にこの効果を確認できるかどうかによるものであると認定した。本件では、特許権者が補足した実験データは最終的に受け入れられた。これは、創薬研究の会社の法的権利を十分に保護し、医薬業界の革新熱意を十分に刺激するための指針となる重要性を持っている。

事例二：中国初例のGUI意匠権無効審判事件

事件番号：(2017)京73行初9397号

代表的な意義：グラフィカルユーザーインターフェイス(GUI)とは、グラフィカルで表示されるコンピュータの動作環境のユーザーインタ

ーフェースのことで、ユーザーはGUIを使用してコンピュータソフトウェアとの情報対話や操作制御を実現できる。基盤技術が比較的成熟している場合、ユーザーの対話方法の改善、ユーザーの操作体験の向上は、新たなイノベーションの成長ポイントとなっている。本件は、全国初例としてGUI意匠において「特許法」第23条第2項の規定を適用して判決を下した事件で、啓発性を持っている。この判決は、新規意匠保護対象であるGUIに対する従来意匠権確認規則の具体的な適用を積極的に検討しており、裁判所にこれから同様の訴訟を審理する際の参考基準を提供している。

事例三：モンサントの生物学的配列特許の拒絶査定不服審判事件

一審事件番号：(2017)京73行初2601号

二審事件番号：(2020)最高法知行終172号

代表的な意義：バイオテクノロジーは、近年最も急速に発展しているハイテク技術の1つである。バイオテクノロジー企業にとって、新規遺伝子又はタンパク質配列は中核製品であり、生物学的配列に関する特許の請求項のサポートは業界で広く注目されている問題である。関係特許の請求項1には、「相同性限定」と「配列成分+機能」の限定方法が含まれている。判決は、請求項の保護範囲を客観的に分析することを前提とし、関連分野の技術背景、明細書における具体的な実施例の記載及び他の記録証拠を総合的に考慮し、最終的に、明細書に記載された実験データは、関係特許によって主張されている技術的効果を検証するには不十分であった。本件は、このような訴訟の裁判官の審理方法や、関連する請求項の業界の書き方には指針となる

重要性を持っている。

事例四：難燃剤特許の拒絶査定不服審判事件

一審事件番号：(2016)京73行初6698号

二審事件番号：(2020)最高法知行終97号

代表的な意義：2006年に改正された「専利審査指南」では、化合物の新規性についての判断基準が「記載＋製造可能→新規性喪失」(2001年)から「記載→新規性喪失、入手不可能な場合を除く」(2006年から現在まで)に変更された。上記規則の変更は、化合物特許の出願者の立証責任の変更に直接につながる。出願者にとって、否定的な事実を証明することは間違いなく極めて困難であり、立証責任を過大に課すべきではない。しかし同時に、証明の基準は依然として合理的な範囲にあるべき、即ち当業者の知識と能力に基づいて、従来技術を基に判断する。本件はこの観点を明確にし、出願者は引用した従来技術に記載された原料や方法を機械的に応用することにとどまるべきではなく、その証明の範囲は、当業者が合理的な認知の範囲内で使用できる従来方法や原料をカバーすべきであると判断した。本件は、出願者が提出した証拠で指摘された具体的な欠陥について、関連する状況における当事者の立証責任を明確にする上で指針となる重要性を持っている。

事例五：リナグリプチン結晶型特許の無効審判事件

事件番号：(2022)京73行初12232号

代表的な意義：医薬品特許戦略の重要な部分として、結晶型特許は創薬研究の会社とジェネリック製薬会社の両方にとって非常に重要な意義を持っている。このため、結晶型

特許の出願及び紛争件数は近年大幅な増加傾向を示しており、関連する権利付与・確認規則も業界で広く注目を集めている。本件は、従来化合物結晶型特許の新規性に対する判断が含まれている。判決は、関係特許の明細書に記載された内容が関係特許の出願日前に既存した事実に対する確認である場合、その事実は関係特許の出願日前に既に関係公衆に入手可能であったため、たとえこの事実が明細書に記録されていたとしても、特許権者はその事実が誤って記録されたことを証明しない限り、考慮されるものとする。本件に関わる新規性の判断と立証責任の配分問題は、特許戦略における関連特許の情報開示の順序及び範囲にとって、指針となる重要性を持っている。

情報ソース：北京知識産権法院

忘れられない天津秋日和の旅

9月末の天津は、秋空が高く、爽やかな風が吹き、湛藍の空と街を貫く海河が美しい調和を奏でていた。北京泛華偉業の一行は、天津の秋のロマンスを楽しむために、9月22日の午後、入念に計画された天津旅行を開始した。天津に到着した午後、私たちはまず、有名な漫才茶館「老城小梨園」を訪れた。天津の茶館漫才はその純粹さで評価されており、舞台上の演者だけでなく、観客もぼけの役を上手く演じるのが特徴である。天津の人々の生まれながらのユーモアのセンスから、天津は漫才の名人を次々と生み出してきた。我々は漫才師達の腕前を実感し、思わずその雰囲気には溶け込んだ。楽しく談笑する中、天津の人々の記憶に刻まれた深い文化実感、仕事と旅の疲れが一気に吹き飛んだ。



夕食後、船で海河を巡った。海河は天津の母なる川で、数百年にわたる天津の発展の歴史を見守ってきた。波がきらきら輝く中、私たちは一緒に夜景を楽しみ、兩岸の明るい灯り雰囲気を楽しんだ。



翌朝、多くの同僚は自転車に乗って天津の有名な五大道にやって来た。五大道は、天津の歴史の半分を語れると言われる程大事な街であり、1920から1930年代に建てられた歴史を感じる建物が2000以上もあり、そのうち、近現代の歴史人物の旧邸宅が200以上ある。中国で最も完全に保存した西洋建築群であり、「世界建築博物館」として知られている。通りを自転車で走り、歴史の跡を感じるだけでなく、ヨーロッパ風の雰囲気を楽しんだ。季節的に、プラタナスとイチヨウはすでに初秋の色を出し始めた。ドーパミン店、書店や喫茶店もたくさんあり、スパークリングウォーターやオレンジアメリカノを一杯飲むと、とても快適で、リラックスの瞬間を感じた。



午後になり、みんなはまだ物足りなく、天津市郊外にある薊州大溶洞を見物した。薊州大溶洞は、燕山の支脈の一部であり、約12億年前の中上元古代の地層にあり、鐘乳石、壁流石など様々な奇岩が広がっている。溶洞の外の風景も素晴らしく、私たちは、喧騒から離れることができた。私たちはこれからも一緒に成長し前へ進んでいく。

審査指南改正案における援用・付加及び優先権回復についての説明

中国国家知識産権局が2022年10月31日に公表された「専利審査指南改正案（再意見募集稿）」によれば、改正された専利法施行細則及び審査指南が正式に公表されると、出願人は、以下の規定に基づき、援用・付加及び優先権回復手続きを利用することができる。

一. 援用・付加

特許又は実用新案出願に係る権利要求書、明細書の一部の内容が不十分で、又は権利要求書、明細書若しくはその一部の内容を誤って提出してしまった場合、先の出願書類を援用する方式によって不十分な部分又は正しい部分を追加提出し、出願日を留保することができる。

具体的には、出願人は、新規出願を提出する際、先の出願の優先権を主張し、先の出願書類を援用する方式によって権利要求書、明細書又はその一部の内容を追加提出する旨を請求する場合、新規出願の提出時、援用・付加確認声明を提出するとともに、専利出願日から2ヶ月以内又は中国国家知識産権局から受けられた補正通知書が指定した期限までに、援用・付加確認声明を提出し、関連書類を追加提出しなければならない。援用・付加確認声明には、追加提出する出願書類の内容が、先願書類の副本又はその訳文（外国優先権を主張する場合、その先願書類の副本の中国語訳文を提出する必要がある）において記載されている位置

について説明しなければならない。

二. 優先権回復

先の出願の出願日から起算して12ヶ月の期間が満了した後に、後の出願が提出された場合、初歩審査合格前、期間が満了した日から起算して2ヶ月以内であれば、出願人は優先権の回復を請求することができる。出願人は、優先権の回復を請求する場合、優先権回復請求書を提出して、権利回復請求費及び優先権主張の費用を納付するとともに、先の出願書類の副本（先の出願の出願人が後に出願のときと一致しない場合、優先権の譲渡証明を更に提出すべく）等を提出しなければならない。

PCTに基づいて中国国内段階に移行する出願の場合、国際段階で受理官庁によって優先権回復が承認されていれば、出願人は中国国家知識産権局で優先権回復手続きを行う必要はない。国際段階で出願人が優先権の回復を請求しなかった場合、又は回復を請求したが受理官庁によって承認されなかった場合、且つ正当な理由がある場合、出願人は、その中国国内移行出願の開始日から起算した2ヶ月以内に、中国国家知識産権局に優先権の回復を請求することができる。

北京泛華偉業知識産権代理有限公司
地址：北京朝陽区朝陽門外大街16号
中国人寿ビル10階1002-1005室
電話：86-10-8525 3778
FAX：86-10-8525 3671
郵便番号：100020
Email：mail@panawell.com



編集：王珍々、王嵐、徐舒
訳審：王珍々、張玉静
趙亞芝、金丹
レイアウト：董 顺々